

**令和2年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 4 4	地方自治体における情報システム標準化に関する調査研究事業
補助基準額	1,500万円を上限とする。
事業概要	<p>地方自治体の障害福祉関係のシステムについて、クラウド導入等を通じたシステム標準化・共有化や業務プロセスの見直しにより、職員の業務負担軽減やシステム構築・維持費等の削減を行うことが重要である。</p> <p>本事業では、障害福祉関係のシステム標準化の実現に向けて検討会を立ち上げ、標準化の範囲や標準仕様の内容などについて検討を行い、それら調査結果をまとめた報告書を作成する。</p>
指定課題を設定する背景・目的	<p>令和元年6月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」等において地方自治体行政の様々な分野で、業務プロセスやシステムの標準化等による業務効率化を進めることとされたことを踏まえ、令和2年度前半に、大臣官房情報化担当参事官室（以下、「情参室」という。）が主体となって、障害保健福祉制度の業務プロセスやシステムの標準化に係る調査研究を進めている。</p> <p>また、令和2年7月17日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020」等においても、今後1年間で集中的に取り組を進め、令和3年8月までに標準仕様を示すこととされたところである。</p> <p>こうした状況を踏まえ、令和2年度後半は、前半に行った情参室主体の調査研究事業の報告内容を踏まえ、引き続き、有識者（自治体、ベンダ等）が参画する検討会を立ち上げ、標準化の範囲や標準仕様の内容等の論点に関する議論を深め、次年度の標準仕様の作成に向け、報告書を取りまとめる必要がある。</p>
想定される事業の手法・内容	検討会の運営、関係者へのヒアリング、専門的見地からの意見集約等
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<p>成果物となる報告書は、次年度の標準仕様作成に当たって、重要な参考資料として活用することになる。</p> <p>標準仕様の提示により、地方自治体における業務・システムの標準化が図られ、また、それに伴い、コストの軽減も見込まれる。</p>
担当課室/担当者	企画課 課長補佐（3024）及びデータ解析専門官（3023）

**令和2年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 4 5	介護保険施設等における障害福祉サービスの利用者の実態調査
補助基準額	800万円を上限とする。
事業概要	介護保険施設等に対して、介護保険施設等の入所者の中で障害福祉サービスを利用する者がどの程度いるか等について実態調査を行い、調査結果をまとめた報告書を作成する。
指定課題を設定する背景・目的	<p>障害福祉施設等を退所して、介護保険施設等に入所した者が障害福祉サービスを利用する場合、入所した介護保険施設等の所在地の自治体が費用を負担しているが、介護保険施設等を居住地特例の対象とするよう、関係自治体等から要望が出されている。</p> <p>その要望の中では、支障となっている事例として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有料老人ホームで介護保険サービスの訪問介護と障害福祉サービスの居宅介護を同時に利用する事例 ・ 養護老人ホームで同行援護、補装具を利用する事例 ・ サービス付き高齢者住宅で同行援護を利用して病院に通院する事例 ・ 有料老人ホームに入居しながら就労継続支援を受ける事例 <p>等が挙げられた。(いずれも特定施設)</p> <p>上記のような介護保険施設等で障害福祉サービスを利用する事例がどの程度あるかは現時点では不明確であることから、今回の調査により把握して、居住地特例に介護保険施設等を含めるかを検討する。</p>
想定される事業の手法・内容	自治体・介護保険施設等（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び介護医療院並びに特定施設（有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム）を想定。）に対するヒアリング調査を行い、障害福祉サービスを利用する事例や課題等を整理して、それを踏まえたアンケート調査の項目を検討した上で、介護保険施設等に対するアンケート調査を実施する。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	居住地特例に介護保険施設等を含めるかを検討するための資料とする。
担当課室/担当者	障害福祉課 企画法令係（3046, 3148）

**令和2年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 4 6	認知行動療法及び認知行動療法の考え方に基づいた支援方法に係る実態把握及び今後の普及と体制整備に資する検討
補助基準額	900万円を上限とする。
事業概要	認知行動療法研修を行っている医療機関や研修受講者に対して、認知行動療法および認知行動療法の考え方に基づいた支援方法に係る実態調査を行う。その結果の分析を基に、課題の整理、及び今後の普及と体制整備に資する検討を行う。
指定課題を設定する背景・目的	認知行動療法は高い効果が実証されているものの、我が国の臨床現場において十分に普及しているとは言えず、認知行動療法への治療アクセスが大きな課題となっている。最近では、地域や職域の精神保健、福祉、法律や教育の各分野においても、認知行動療法に基づいた支援方法が活用されているように、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築においてもその重要性が指摘されている。厚生労働省においても、平成23年より認知行動療法研修事業を実施してきたが、さらに、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築における認知行動療法および認知行動療法の考え方をを用いた支援方法を普及させるために、その普及や人材育成のあり方に関して検討を行う。
想定される事業の手法・内容	<p>我が国における認知行動療法の研修や人材育成状況の検証、認知行動療法および認知行動療法の考え方に基づいた支援方法の利活用の有無や場および地域性、研修ワークショップやスーパービジョンがどのように役に立っているのかに関するアンケート調査を行い、普及・実装科学の視点も取り入れた詳細な分析を行う。</p> <p>認知行動療法に関する研修の教育効果の検証とスーパービジョン症例における治療の有効性や安全性の検証を行う。</p> <p>精神障害にも対応した地域包括ケアシステムにおける、認知行動療法および認知行動療法の考え方に基づいた支援方法の普及や人材育成のあり方に関して、国内外のエキスパートによる検討会を開催する。</p>
求める成果物の活用方法（施策への反映）	今後の認知行動療法および認知行動療法の考え方に基づいた支援方法の普及と体制整備、国研修の内容や方向性に資する提言や資料。
担当課室/担当者	精神・障害保健課 課長補佐 (3107)